

## 学校施設利用に関する注意事項（利用者用）

### ○利用申込方法

- (1) 利用希望団体は、あらかじめ教育委員会生涯学習文化課に団体登録する。
- (2) 申し込みは、前期分（4月～9月）または後期分（10月～3月）を一括して申し込むか、または、随時申し込む。（団体の責任者または準ずる人が手続きする。）

#### <一括申請（6か月分）>

- ①申込時期は、前期分は2月上～下旬、後期分は8月上～下旬。
- ②団体は、生涯学習文化課に利用希望日を提出し、その結果他の団体と競合する場合は生涯学習文化課で調整を行う。（調整会議を開催する場合は各団体に出席を求める。）
- ③利用が決定した日を団体に通知し、団体は、決定した日について利用許可申請書を生涯学習文化課まで提出し、利用許可書の発行を受ける。

#### <随時申請>

- ①前期または後期分の一括申請の受付終了後、申込みのなかった空き教室については随時申込みにより利用することができる（前期分は9月分まで、後期分は3月分まで申請可能）。受付開始は、前期分は3月下旬、後期分は9月下旬。
  - ②団体は、**利用を希望する日の5日前まで**に、生涯学習文化課に利用許可申請書を提出し、利用許可書の発行を受ける。
  - ③受付は、平日の午前9時から午後5時までとする。ただし、土・日曜日、休日等は受付しない。
  - ④決定は、先着順とする。
- (3) 1団体の利用回数は、**一月に5回以内を原則**とする。  
ただし、一括申請で申込みができるのは4回までとし、5回目の利用については、随時申請で申し込むものとする。
  - (4) 利用申込後において緊急の学校行事等が生じたときは、利用できない場合がある。
  - (5) 原則としてキャンセルはできないが、やむを得ず利用を取消し、または変更する場合は、**利用日の5日前まで**に生涯学習文化課へ連絡する。
  - (6) 利用する日の当日に、やむを得ない事情で急きょ活動の終了時間をくり上げる場合は、活動中止届を学校開放管理員または日直業務従事者に提出する。

## ○学校施設の利用方法

- (1) 利用当日は、各開放校の管理員等に団体の責任者が利用許可書の本書と利用業務日誌を提出し、確認を受けてから使用する。
- (2) 利用者は利用開始時間までに入校する。ただし、やむを得ない事情により入校時間が前後する場合は、あらかじめ管理員等に申し出ること。
- (3) 原則として、利用時間中は、学校の出入りはできない。ただし、複数の時間帯を通して利用する場合は、それぞれの利用時間の間の時間（12：00～13：00，17：00～18：00）については、外出することができる。
- (4) 利用の終了15分前には、室内を清掃し、机・椅子等を原状回復のうえ、管理員の確認を受け、利用時間終了までに退校すること。（ゴミは持ち帰り、トイレ使用の場合は清掃すること。）
- (5) 学校内の教材・備品等のき損、滅失があった場合は、利用者の責任において、その損害を賠償する。
- (6) 利用する権利を譲渡または転貸することはできない。
- (7) 自然災害により、急きょ開放校に避難所が開設された場合は、利用することができない。

## ○学校施設の利用上の注意事項

- (1) 営利目的や、不特定の者が学校を出入りする団体は利用できない。
- (2) 許可書記載の利用目的以外には使用しない。
- (3) 定められた開放時間については遵守する。
- (4) 使用を許可された以外の場所には立ち入らない。
- (5) スリッパは必ず持参し、学校備品のスリッパは使用しない。
- (6) 教室内の机・椅子以外の学校内の図書・教材・備品は使用しない。
- (7) ピアノ等備品の使用は、使用申込時に申請し許可を得る。
- (8) 大型の使用機材の持ち込みは、あらかじめ生涯学習文化課と協議する。
- (9) 楽器等の機材は、学校内に預けることはできない。
- (10) 学校内は禁煙とし、飲食物の持ち込みを禁止する。
- (11) トイレは指定された場所以外は使用しない。
- (12) 開放校への電話での呼び出し、学校開放に関する事項についての問い合わせはしない。利用についての連絡は全て生涯学習文化課に行くこと。
- (13) 許可書の紛失、申請内容の変更は速やかに生涯学習文化課へ連絡する。
- (14) 傷害保険は利用者が独自で加入する。（事故の責任は一切負わない。）
- (15) 文化開放用の駐車場は、特に確保していないので、なるべく自家用車での利用は控えること。（付近住民の迷惑とならないよう注意する。）

- (16) 音楽関係団体は、「音もれ」について付近住民および他の利用団体等の迷惑とならないよう配慮すること。（特に夜間の利用時）
- (17) 火災などの災害時には、利用者は避難誘導等を学校開放管理員と互いに協力して行い、速やかに避難すること。

### ○利用の取り消し

次の場合は、即時利用許可を取り消し、今後の利用を認めない。

- (1) 利用上の注意事項および管理員の指示を遵守できない場合。
- (2) 事前連絡なしに利用しなかった場合。
- (3) 当該施設をき損するおそれがある行為があった場合。
- (4) 秩序を乱し公益を害するおそれがある行為があった場合。